



十和田テクノエイドサービス

介護予防福祉用具貸与 重要事項説明書

(令和6年4月1日)



(☞バーコードリーダー対応)
福祉の里 HP へリンクします

1. 当事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 十和田テクノエイドサービス
- ・開設年月日 平成18年4月1日
- ・所在地 青森県十和田市元町西一丁目13-36
- ・電話番号 0176(21)5454 FAX番号 0176(21)1880
- ・事業所番号 0270600505
- ・電子メール annexe@fukushinosato.com
- ・ホームページ www.fukushinosato.com

(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業の目的と運営方針

要支援者がその居宅において、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえ適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具の貸与をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとします。

(3) 職員体制

職種	資格	常勤専従	常勤兼務	業務内容
管理者	社会福祉士		1名	福祉用具貸与業務の一元管理
福祉用具専門相談員	福祉用具専門相談員	1名		福祉用具の点検・指導・修理 等

(4) 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日
休業日	土曜日・日曜日、12月30日～1月3日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

(5) サービス提供実施地域

十和田市、六戸町、五戸町、三沢市、七戸町、野辺地町、東北町、平内町、横浜町、六ヶ所村

※ その他の地域については相談によります。

2. 介護予防福祉用具貸与計画の作成

当事業所では、福祉用具貸与計画に基づいてサービスを提供します。この計画は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて作成されます。(居宅サービス計画が作成されている場合は、この計画の内容に沿って作成します)。その際、利用者・家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただきます。

3. サービスの提供手順

相談から福祉用具の搬入・返却の流れについては、別紙「福祉用具貸与の流れ」をご参照ください。

4. 利用料金

(1) 利用料

福祉用具のレンタル料金および利用者様の1割負担金額については、別添カタログ(目録)にて説明いたします。

※第1号被保険者(65歳以上)の介護保険の負担割合については、所得に応じて1割から3割に区分されます。

(2) 支払方法

毎月15日頃までに、前月分の請求書を発行いたします。お支払いは請求書到着後、30日以内にお願ひ致します。お支払いの確認がとれ次第、領収書を発行致します。

お支払い方法は、①「現金払い」、②「銀行振込」、③「自動引落し」の3通りがあります。銀行振込をご利用される場合には、請求書に同封される口座名義へお願いいたします。ご不明な点がございましたら、事務室までお問い合わせください。

※自動引落しは青森銀行の提供する「あおもりワイドネットサービス」とゆうちょ銀行の自動引落しの2種類があります。ご利用される方は別途申込書への記入が必要となります。詳細については別紙を参照下さい。

青森銀行 十和田支店 普通口座 1185253

社会福祉法人 福祉の里 十和田テクノエイドサービス

理事長 山本 孝司

5. サービスの利用・終了方法

(1) サービスの開始

まずは、お電話でお申込ください。当事業所福祉用具専門相談員がお伺ひいたします。

※介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員等とご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する1週間前までにお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

利用者の状態等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までにご連絡およびご相談いたします。

③双方連絡がなくても自動的にサービスを終了する場合

- ・ 介護保険施設に入所した場合
- ・ 要支援認定において非該当（自立）または要介護状態と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者・家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合等については、利用者から解約をご連絡することによって直ちにサービスを終了することができます。
- ・ 利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われなかった場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または、利用者・身元引受人等が当事業所や当事業所の従業者に対して背信行為を行った場合は、事業所からの連絡によりサービスを終了することがあります。

6. サービスに関する相談・苦情

(1) 事業所の相談・苦情窓口

当該事業所に関する利用者およびご家族等からの相談・苦情に対しては、迅速かつ適切に対応するため下記担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者およびご家族の方へ説明いたします。

苦情受付窓口	高橋 徹
問合せ先	0176-21-5454
受付日	月曜日～金曜日・祝日（ただし、12月30日～1月3日を除く）
受付時間	午前8時30分～午後5時30分

(2) 第三者委員

当法人（社会福祉法人 福祉の里）では客観的に外部の立場から、相談・苦情・要望の解決にあたる第三者委員を設置しております。

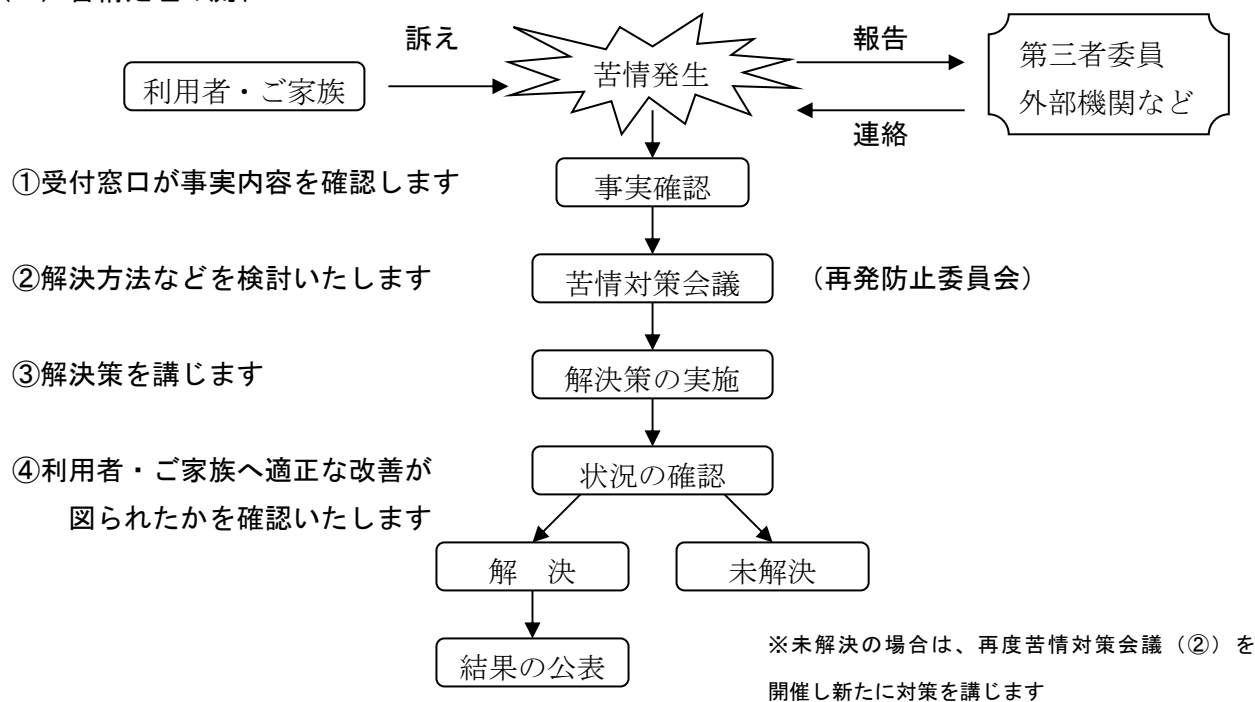
【第三者委員】 苦米地 孝子 ・ 石山 則子

(3) 外部機関

当事業所以外に、お住まいの市町村および青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

- 1 十和田市役所 高齢介護課 0176-23-5111（内線254・255）
- 2 青森県国民健康保険団体連合会（介護保険苦情相談窓口） 017-723-1301
- 3 青森県運営適正化委員会（福祉サービス相談センター） 017-731-3039

(4) 苦情処理の流れ



※但し、個人が特定されるものを除きます

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 (管理者 高橋 徹)

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(2) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は利用者(現に介護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 衛生管理等について

(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 秘密保持について

当事業および当事業所の従業者または従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者およびご家族の秘密を漏らしません。

当事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合またはサービス担当者会議等において必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要最小限の範囲内で利用者またはご家族の個人情報を用います。

11. 事故発生時の対応

当事業所のサービスを利用中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況および事故に際して取った処置について記録するとともに、原因を解明し、再発防止の対策を行います。

- (1) 事業所のサービスを利用中に、当事業所の過失による事故が発生した場合は速やかに損害の賠償をいたします。但し、下記の場合は損害賠償の対象とはなりません。
 - ①利用者が疾病・心身状態および使用環境等レンタル商品の選定に必要な事項について、故意にこれを告げず損害が発生した場合。
 - ②利用者の偶然かつ突発的な体調の変化など、当事業所の提供した福祉用具貸与を原因としない理由で損害が発生した場合。
 - ③利用者等が当事業所または専門相談員の説明・指示に反し、故意または過失によりレンタル商品を破損および消失した場合。
- (2) 利用者等の過失による事故が発生した場合は、利用者及び身元引受人に責任を持って対応していただきます。また、当事業所が損害を被った場合は、当事業所は利用者又は身元引受人に対してその損害の賠償を請求いたします。

12. 法人および施設運営に関する情報の公開

社会福祉法人福祉の里の運営に関する詳細（財務内容・事業内容ほか）は社会福祉法・介護保険法の規定により随時、閲覧することができます。閲覧を希望される方は直接事務室までお申し出ください。

また、法人ホームページ（www.fukushinosato.com）および広報誌「広報みのり」等においても情報の公表に努めてまいります。

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当法人は信頼の介護サービスに向けて、利用者様に良い看護・介護を受けていただけるよう日々努力を重ねております。「利用者様の個人情報」につきましても適切に保管し管理することが非常に重要であると考えております。そのために当法人では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

1. 個人情報の収集について

当法人が利用者様の個人情報を収集する場合、利用者様の看護及び介護にかかわる範囲で行います。その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的を、あらかじめお知らせし、了解を得た上で実施いたします。ウェブサイトで個人情報を必要とする場合も同様にいたします。

2. 個人情報の利用及び提供について

当法人は、利用者様の個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

- 利用者様の了解を得た場合
- 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合（注1）
- 法令等により提供を要求された場合

当法人は、法令の定める場合を除き、利用者様の許可なく、その情報を第三者に提供いたしません。（注2）

3. 個人情報の適正管理について

当法人は、利用者様の個人情報について、正確かつ最新の情報に保ち、利用者様の個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざん又は利用者様の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4. 個人情報の確認・修正等について

当法人は、利用者様の個人情報について利用者様が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当法人の「利用者情報の提供等に関する指針」に従って対応します。又、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

5. お問い合わせ窓口

当法人の個人情報保護方針に関してのご質問や利用者様の個人情報のお問い合わせは下記の窓口でお受けいたします。

「 窓 口 」 社会福祉法人福祉の里 統括本部総務部 山本 貴之
十和田テクノエイドサービス 高橋 徹
連絡先 0176-21-5454

6. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当法人は個人情報保護方針に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

令和4年4月1日

社会福祉法人 福祉の里

理事長 山本 孝司

(注1) 単に個人の名前などの情報のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法をもってしても情報主体を特定できない状態をいう。

(注2) 第三者とは、情報主体及び受領者（事業者）以外をいい、本来の利用目的に該当しない、または情報主体によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体又は個人を指す。

※ この方針は、利用者さまのみならず、当法人の職員および当法人と関係のある全ての個人情報についても上記と同様に取り扱います。

当法人では利用者様の個人情報の保護に万全の体制をとっています

当法人では、利用者様の個人情報については下記の目的に利用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。

なお、疑問などがございましたら担当窓口にお問い合わせください。

当法人での利用者様の個人情報の利用目的は

1. 法人内での利用

- (1) 利用者様に提供する看護・介護サービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 入退所等の居室等管理
- (4) 会計・経理
- (5) 看護・介護事故等の報告
- (6) 当該利用者様への看護・介護サービスの向上
- (7) 施設内実習への協力
- (8) 医療の質の向上を目的とした施設内症例研究
- (9) その他、利用者様に係る管理運営業務

2. 法人外への情報提供としての利用

- (1) 病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者、市町村等との連携
- (2) 他の介護サービス事業者等との連携
- (3) 利用者様が診療等の為、外部に医師等の意見・助言を求める場合
- (4) 検体検査業務等の業務委託
- (5) ご家族等への説明
- (6) 保険事務の委託
- (7) 審査支払機関へのレセプトの提供
- (8) 審査支払機関または保険者からの紹介への回答
- (9) 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
- (10) 賠償責任保険等に係る、看護・介護に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- (11) その他、利用者様への介護保険事務に関する利用

3. その他の利用

- (1) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (2) 外部監査機関への情報提供

①上記の内、他機関への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出下さい。

②お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

③これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

利用者・ご家族様へ

利用料金の自動引落しサービスのご案内

平素は、当法人事業所をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

利用料のお支払い方法については、青森県内の主な金融機関からの自動引落しが出来る「あおりワイドネットサービス」による自動引落しと、ゆうちょ銀行の自動引落しをご利用いただけます。これにより法人内で複数の事業所を利用された場合でも一括引落しでの支払いが可能となるため、事業所毎に支払う手間が省けます。

ご利用の詳細については、下記に記載しましたのでご確認ください。

記

- 取扱い金融機関 青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、みずほ銀行、東奥信用金庫、東北労働金庫、岩手銀行、秋田銀行、青森県内の農業協同組合
- 引落日 毎月末（月末が土、日、祝日の場合は翌営業日）
- 手数料 1回につき100円（税抜き・お客様負担）
- 対象事業所 福祉の里のサービス事業全て
（複数のサービスをご利用の方や夫婦でのご利用の場合においても一括引落しが可能です。）
- 申込方法 「自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、銀行届出印欄に押印したものを各施設窓口にお持ち下さい。
- 引落口座 利用者ご本人の口座、またはご家族名義の口座
- 領収書の発行 領収書については、入金確認後に郵送させていただきます。

※ゆうちょ銀行による引落しについては取扱いが若干異なります。詳細については担当職員にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

老人保健施設みのり苑	0176-25-1100
ケアハウスボナール十和田	0176-22-2211

【重要事項説明同意書】

令和 年 月 日

指定介護予防福祉用具貸与の提供にあたり、重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 青森県十和田市元町西一丁目13-36
名称 十和田テクノエイドサービス

説明者 _____ 印

本書面により、事業者から指定介護予防福祉用具貸与について重要事項の説明を受け、その内容について同意します。

〒 _____

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

〒 _____

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印